

千葉県病院運営委員会公募委員選考要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県附属機関の委員の公募に関する要綱第3条の規定により、千葉県病院運営委員会委員のうち公募委員の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公募委員の定数)

第2条 公募委員の数は、男女各1人とする。

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、募集開始日時点で次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している者
- (2) 本市の他の附属機関の公募委員でない者
- (3) 本市の市議会議員又は職員でない者
- (4) 満18歳以上の者

(応募期間)

第4条 応募期間は、募集開始日から1月を経過した日までとする。ただし、その日が休日のときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日までとする。

(応募方法)

第5条 応募に当たっては、次に掲げる事項を記載した書面及び小論文を提出するものとする。

- (1) 住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別
- (2) 応募動機、自己PR

2 前項の小論文は、次に掲げるものとする。

- (1) テーマ：「市立病院が果たすべき役割について」
- (2) 文字数：1, 200文字程度
- (3) 使用言語：日本語

3 提出方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 直接提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

4 第1項に規定する提出書類は、応募者に返却しないものとする。

(選考委員会)

第6条 公募委員の選考を行うため、病院局に千葉市病院運営委員会公募委員選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、病院局次長、経営企画課長、管理課長、市立青葉病院事務長及び市立海浜病院事務長をもって組織する。

3 選考委員会に委員長を置き、病院局次長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

5 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考方法)

第7条 選考委員会は、別に定める選考基準に基づき公募委員を選考するものとする。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果は、書面により応募者全員に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、病院局次長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。